

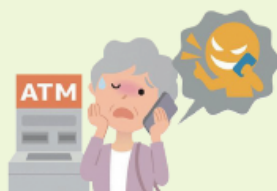
# くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

## 還付金詐欺にご注意ください!

市役所や年金事務所から、税金や保険料の還付または給付があると自宅の電話に連絡があり、その手続きのためにATMに誘導され、お金をだまし取られるという事例が発生しています。



### 【アドバイス】

- ▼市役所や年金事務所から、口座番号を聞き出す、現金や通帳、キャッシュカードを預かる、銀行へ誘導するなどの電話はしません
- ▼電話でお金のお話がいたら詐欺を疑いましょう
- ▼還付金などに心当たりがある場合は、市役所などの担当部署へ連絡し確認しましょう

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=土・日曜日、祝日・年末年始を除く  
9:00~16:00（受付は15:30まで）

## 司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき=9月5日☎13:30~16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=同センター（☎28-9110）

※9月4日☎15:30までに予約してください